

第7 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(24) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	131 税務署		
納 税 者	293 人		
徴収過不足額	徴収不足額	967,891,650 円(平成 15 年度～20 年度)	
	徴収過大額	56,772,946 円(平成 16 年度～20 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 20 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 56 兆 5702 億余円となっている。このうち源泉所得税は 14 兆 3160 億余円、申告所得税は 3 兆 0684 億余円、法人税は 11 兆 5516 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 5840 億余円、消費税及地方消費税は 16 兆 9829 億余円となっていて、これら各税の合計額は 47 兆 5031 億余円となり、全体の 83.9% を占めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち、12 国税局等及び 178 税務署において提出された申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、131 税務署において、納税者 293 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、276 事項 967,891,650 円(15 年度～20 年度)不足していたり、17 事項 56,772,946 円(16 年度～20 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

表

税 目	徴収不足の事項数	徴収過大の事項数	徴収不足額	徴収過大額(△)
源泉所得税	2	—	4,960,250 円	— 円
申告所得税	84	5	228,900,900	△ 14,540,700
法人税	143	4	599,637,900	△ 9,127,500
相続税・贈与税	27	4	107,128,300	△ 23,451,700
消費税	20	4	27,264,300	△ 9,653,046
計	276	17	967,891,650	△ 56,772,946

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 131 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

なお、上記事態の中には、同一事由により誤っているものがあり、これについて本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(国税庁が講じた処置の内容については、後掲 145 ページの「所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。

(4) 税目ごとの態様

この 293 事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税に関するもの

源泉所得税に関して徴収不足になっていたものが 2 事項あった。これらは、配当及び退職手当に関するものである。

配当及び退職手当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当及び退職手当に関して、徴収不足になっている事態が 2 事項 4,960,250 円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていなかったり、退職手当に対する税額の計算に当たり適用すべき年分の税率に誤りがあり税額が過小のままとなっていたりしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりしたため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税に関するもの

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが 89 事項あった。この

内訳は、不動産所得に関するもの 41 事項、事業所得に関するもの 19 事項及びその他に関するもの 29 事項である。

(ア) 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が不動産の貸付けについて、収入及び経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるときに生ずる消費税等の還付金を不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっている事態が 41 事項 119,657,600 円あった。その主な内容は、収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(イ) 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人と生計を一にする親族が、個人の営む事業所得を生ずべき事業に従事したことなどによりその事業から対価の支払を受ける場合には、原則としてその対価の金額はその事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできないこととなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっている事態が 19 事項 49,308,500 円あった。その主な内容は、生計を一にする親族に対し支払った給与等を必要経費に算入し、総収入金額から差し引く必要経費の額を過大としているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例 1> 事業所得の必要経費を過大としていたもの

納税者 A は、平成 17 年分から 19 年分までの各年分の申告に当たり、事業所得の計算において、配偶者に対して支払った給与等を必要経費に算入していた。そして、総収入金額からこの必要経費等の額を差し引き、事業所得の金額を算出していた。

しかし、この配偶者は、同人と生計を一にしていることから、同人の営む事業から支払を受ける給与は、その事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。したがって、このことなどにより事業所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 17 年分 6,882,000 円、18 年分 7,215,000 円及び 19 年分 5,080,000 円、計 19,177,000 円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得、所得税額の特別控除等に関して、徴収不足になっている事態が 24 事項 59,934,800 円、徴収過大になっている事態が 5 事項 14,540,700 円あった。

ウ 法人税に関するもの

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが147事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関するもの59事項、同族会社の留保金に関するもの57事項及びその他に関するもの31事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、当該事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、翌事業年度の試験研究費の額が当該事業年度の試験研究費の額を超える場合において、翌事業年度に繰り越して控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その最初の事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっている事態が59事項154,038,500円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 資本金の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が、特定中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除をしているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

<事例2> 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

B会社は、平成16年4月から17年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、同事業年度の税額控除限度額及び前事業年度から繰り越した額の合計額が同事業年度の法人税額の100分の20相当額を超えないとして、同金額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は、前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度から繰り越した額については上記特別控除の規定を適用できず、同事業年度の法人税額から誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額29,058,000円が徴収不足になっていた。

(イ) 同族会社の留保金に関するもの

1人(18年3月31日以前開始事業年度分については3人以下)の株主等並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額の100分の50を

超える株式数又は出資金額を有しているなどの同族会社(19年4月1日以後開始事業年度分については資本金又は出資金の額が1億円以下であるものを除く。以下「特定の同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

この同族会社の留保金に関して、徴収不足になっている事態が53事項370,860,700円、徴収過大になっている事態が4事項9,127,500円あった。その主な内容は、特定の同族会社に該当して課税留保金額が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、受取配当等の益金不算入、減価償却費の計算等に関して、徴収不足になっている事態が31事項74,738,700円あった。

＜事例3＞ 外貨建等証券投資信託の収益の分配金のうち利益の配当等に該当しない金額を受取配当等の金額に含めたため、受取配当等の益金不算入額を過大にしていたもの

法人が内国法人から受ける利益の配当等の金額、外貨建等証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける利益の配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。

C会社は、平成17年1月から18年12月までの2事業年度分の申告に当たり、外貨建等証券投資信託の収益の分配金の2分の1相当額を受取配当等の金額に含めて受取配当等の益金不算入額を計算していた。

しかし、外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その4分の1相当額が受取配当等の金額となる。したがって、受取配当等の金額に含める外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その4分の1相当額として受取配当等の益金不算入額を計算する必要があるのに、これを見過ごしたため、法人税額17年12月期分6,605,700円及び18年12月期分5,221,800円、計11,827,500円が徴収不足になっていた。

エ 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが31事項あった。この内訳は、相続税については土地建物等の価額に関するもの21事項及びその他に関するもの8事項、贈与税については有価証券の価額に関するもの2事項である。

(ア) 相続税に関するもの

a 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、相続人は路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、1区画の宅地については利用の単位ごとに価額を評価することとなっている。また、道路に直接接していない宅地(以下「無道路地」という。)については減額の補正を行って価額を評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっている事態が20事項43,945,500円、徴収過大になっている事態が1事項968,400円あった。その主な内

容は、土地の価額の評価において、利用の単位が異なる複数の宅地を一つの単位として評価するなどしているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

＜事例4＞ 土地の評価を誤っていたもの

納税者Dは、平成18年3月相続分の申告に当たり、相続により取得した6筆の宅地を1区画の貸宅地とし、無道路地の補正等を行って価額を評価していた。

しかし、1区画の貸宅地としていた宅地はそれぞれ貸家建付地、自用地及び貸宅地として利用され、また、公道二路線や被相続人の公道に面した自用地に接していた。したがって、6筆の宅地は利用単位ごとに評価すべきであるのに評価していなかったこと、また、無道路地の補正ができないのに補正を行っていたなどのことから課税価格が過小となっているのに、これを見過ごしたため、相続税額14,195,500円が徴収不足になっていた。

b その他に関するもの

上記aのほか、有価証券の価額、相続税額の加算等に関して、徴収不足になっている事態が5事項57,357,600円、徴収過大になっている事態が3事項22,483,300円あった。

(イ) 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とされている。

この贈与税に関して、徴収不足になっている事態が2事項5,825,200円あった。その内容は、取引相場のない株式等の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式等の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税に関するもの

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが24事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関するもの10事項及びその他に関するもの14事項である。

(ア) 課税売上高の計上に関するもの

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっている事態が9事項14,217,100円、徴収過大になっている事態が1事項3,821,800円あった。その主な内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである(後掲145ページ参照)。

＜事例5＞ 事業用建物の譲渡収入を課税売上高としていなかったもの

納税者Eは、平成18年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、資産の貸付けによる収入金額のみを課税売上高としていた。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人は18年11月に事業の用に供していた建物を譲渡している。この譲渡は事業用資産の譲渡に該当することから、当該譲渡に係る収入金額等を課税売上高に計上する必要があるのに、上記の申告書に添付された書類等の活用が的確でなかったため、消費税額3,539,500円が徴収不足になっていた。

(イ) その他に関するもの

上記(ア)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除等に関して、徴収不足になっている事態が11事項13,047,200円、徴収過大になっている事態が3事項5,831,246円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続 与税		消費税		計	
		事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	札幌北等2					3	2,541					3	2,541
仙台国税局	弘前等4					3	5,401	1	1,230			4	6,632
関東信越国税局	水戸等16			10	21,521	9	19,714	2	15,423	1	1,412	22	58,072
				2	△ 2,550			3	△ 22,752	1	△ 1,598	6	△ 26,901
東京国税局	千葉南等56	2	4,960	47	136,377	66	388,598	19	45,663	12	14,562	146	590,162
				2	△ 11,255	4	△ 9,127			1	△ 872	7	△ 21,255
金沢国税局	富山等3			1	553	3	22,142			2	4,638	6	27,334
名古屋国税局	大垣等15			6	11,132	31	48,732			2	1,530	39	61,394
				1	△ 734							1	△ 734
大阪国税局	生野等17			11	27,294	13	85,791	1	40,696			25	153,782
										2	△ 7,181	2	△ 7,181
広島国税局	岡山西等5			5	27,862	1	900	3	2,539	1	2,979	10	34,281
高松国税局	高松等2					5	6,430			1	502	6	6,933
福岡国税局	八幡等2			1	1,152	1	2,285			1	1,638	3	5,076
熊本国税局	八代等8			3	3,008	8	17,098					11	20,106
沖縄国税事務所	北那覇							1	1,574			1	1,574
計	131 税務署	2	4,960	84	228,900	143	599,637	27	107,128	20	27,264	276	967,891
				5	△ 14,540	4	△ 9,127	4	△ 23,451	4	△ 9,653	17	△ 56,772

そ の 他 (25) (26)

(25) 給与計算に関する事務が適切に行われなかったため、源泉所得税が納付不足となり不納付加算税及び延滞税を支払う結果となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)国税庁共通費
部 局 等	東京国税局
不納付加算税及び延滞税の内容	不納付加算税は、源泉徴収により納付すべき税額を法定納期限までに納付しない場合に、本税の額に対し所定の割合を乗じて計算した金額を課税するもので、延滞税は、法定納期限までに完納しない本税の額に対して、法定納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、所定の割合を乗じて計算した金額を課税するもの
不当と認める不納付加算税等の額	不納付加算税 50,000,000 円(平成 20 年度)
	延 滞 税 36,556,100 円(平成 20 年度)
	計 86,556,100 円

1 給与に係る源泉所得税の徴収及び納付の概要等

(1) 給与に係る源泉所得税の徴収及び納付

給与の支払者は、所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月10日(休日等の場合はその翌日。以下「法定納期限」という。)までに国に納付しなければならないこととなっている。

そして、給与の支払者は、徴収した源泉所得税を法定納期限後に納付した場合、国税通則法(昭和37年法律第66号)の規定により、その税額に100分の5などの割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税と、法定納期限の翌日から徴収した源泉所得税を完納する日までの期間の日数に応じて、その税額に100分の4.4などの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を納付しなければならないこととなっている。

(2) 東京国税局における給与計算に関する事務

東京国税局は、総務部人事第一課(以下「人事課」という。)において同局及び管内全84税務署の職員の給与計算に関する事務(以下「給与計算事務」という。)を行っている。給与の支給に当たり、人事課は、給与システムを使用して、社会保険料(国家公務員共済組合の短期掛金、長期掛金等)、源泉所得税等の各控除項目の金額とこれらを合計した控除額計の金額等を同局分、税務署分及びこれら両者を合算した局・署合計分ごとに出力した「支給・控除額・金種別内訳書」(以下「内訳書」という。)を作成している。

上記の給与システムは、内訳書出力の際、個々の控除項目については、その金額が10億円以上で桁数が10桁以上になる場合であっても、印字される範囲は9桁目の金額までで、10桁目以上の金額は印字されない仕様となっていた。このため、人事課の給与事務担当者は、内訳書に印字されている各控除項目の金額を合計した額と、内訳書に10桁目まで印字されている控除額計の金額とを照合して、両者が10億円単位で一致しない場合には、10桁目以上の金額が印字されていない控除項目を特定して内訳書の手書きで補正することになっていた。そして、人事課では、内訳書の決裁の過程で給与事務担当者が行った補正内容に誤りがないか、確認の上、内訳書を総務部会計課(以下「会計課」という。)に送付していた。

(3) 平成19年6月分賞与支給時の給与計算事務

給与事務担当者は、19年6月分賞与支給の際、内訳書のうち税務署分において印字された各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額との間に10億円の開差があったため、その原因を長期掛金の10桁目の金額が印字されていないことにあるとして、印字された長期掛金の金額に10億円を加えるなどの補正をして、内訳書を作成していた。そして、人事課は内訳書を会計課に送付し、会計課は内訳書に基づき、19年6月29日、長期掛金2,148,215,485円を財務省共済組合へ、源泉所得税842,717,033円を麴町税務署へ支払っていた。

その後、20年4月23日に、国家公務員共済組合連合会から東京国税局へ長期掛金の金額について確認依頼があり、内訳書を確認したところ、長期掛金の金額が10億円過大であり、19年6月分賞与支給の際に不一致の原因となった控除項目は長期掛金ではなく源泉所得税であることが判明した。その結果、同局は源泉所得税が10億円納付不足となっていた。

同局は、20年4月28日に財務省共済組合から長期掛金10億円の返還を受け、同月30日に麹町税務署へ源泉所得税10億円を納付した。そして、これに伴い、不納付加算税50,000,000円及び延滞税36,556,100円を同年6月2日に同税務署に納付していた。

なお、前記の給与システムは、20年6月に、内訳書の各控除項目の金額について、11桁目までの金額が印字されるように改善されている。

2 検査の結果

本院は、上記の不納付加算税及び延滞税の支払について、東京国税局から事態の通報があったのを受け、合规性等の観点から、給与計算事務が適切に行われたかなどに着眼して、同局において、内訳書等の関係書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、給与計算事務において、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

19年6月分給与支給の際、給与事務担当者は、内訳書のうち税務署分において長期掛金の金額に10億円を加え補正していたが、これは18年12月分給与支給時に内訳書のうち局・署合計分において長期掛金の金額が10億円を超えて、10桁目の金額が印字されないために不一致が生じていたことから、今回も同様の事態であると思い込んだためであり、10億円を超えた控除項目がどれであるか確認していなかった。そして、人事課では、内訳書の決裁の過程で、各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額が一致するかを比較するなどして検算していたが、各控除項目の金額の正確さまでは確認していなかったため、上記の給与事務担当者の誤りを看過していた。

したがって、同局の給与計算事務において、内訳書の補正及び確認を適切に行っていなかったため、源泉所得税が10億円納付不足となり、不納付加算税50,000,000円及び延滞税36,556,100円、計86,556,100円を支払う結果となっていたことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同局において、給与システムで作成される内訳書の控除項目には10桁目以上の金額が印字されないため、各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額が一致しない場合には、その原因となった控除項目を特定して補正する必要があることを認識していながら、内訳書の補正及び確認が適切に行われておらず、給与計算事務が適切を欠いていたことによると認められる。

- (26) 所得税に係る課税額等の訂正に関する書類を作成せず、住民税の賦課徴収を行う地方公共団体に対する当該訂正の周知が遅延したため、当該地方公共団体に損害を与え賠償金を支払う結果となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)国税庁共通費
部 局 等	東京国税局(支出庁)、渋谷税務署(処分庁)
賠償金の支払額	5,196,800円(平成20年度)
不当と認める賠償金の額	5,196,800円(平成20年度)

1 税務署による地方公共団体への課税額等の周知等

(1) 税務署による地方公共団体への課税額等の周知

政府は、地方税法(昭和25年法律第226号)第325条等の規定により、知事又は市区町村長が住民税等の賦課徴収に当たり、政府に対して、所得税又は法人税の納税者が政府に提

出した申告書等又は政府が行った更正等の書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、関係書類を知事等又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させることとなっている。

国税庁は、国、地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保のため、国と地方の協力関係を推進する必要があることから、知事等からの閲覧要求に応じる書類を定めている。税務署は、これらの書類を知事等の請求を受けてその指定する職員に対して閲覧に供することで、地方公共団体に対して納税者の課税額等を周知している。

(2) 訂正確認決議書

上記に基づき、税務署が地方公共団体への閲覧に供している書類の一つに訂正確認決議書(以下「決議書」という。)がある。決議書は、訴訟等が提起された課税処分について、判決等により、当該課税処分が取り消され、課税額等に訂正があった場合に、このことを確認するために作成される書類である。

この決議書は、税務署内において、国税局国税訟務官室から訴訟が終了した旨の通知を受けた課税部門が作成することとなっている。その後、この決議書を地方公共団体への閲覧に供するとともに、上記の通知を管理部門に回付し、管理部門は還付金を支払うこととなっている。

(3) 渋谷税務署における裁判の敗訴に伴う訂正後の課税額等の周知

渋谷税務署管内の納税者が、品川税務署管内に在住していた時に提出した「平成11年分所得税確定申告書」への更正及び過少申告加算税賦課決定の課税処分に対して起こした訴訟について、20年2月、東京高等裁判所において国側敗訴の判決があり、3月に同判決が確定した。同月12日、渋谷税務署は東京国税局国税訟務官室から訴訟が終了した旨の通知を受けて、同月14日に還付すべき所得税と還付加算金を合わせ319,825,400円を納税者に支払った。

その後、同人から住民税を徴収していた品川区から10月28日に裁判の敗訴に伴う課税額等の訂正の有無について問い合わせがあったため、渋谷税務署は、11月13日に課税額等の訂正があったことを品川区に連絡した。これを受けて品川区は同月14日に住民税の変更決定通知を行い、還付すべき住民税と還付加算金を合わせ240,421,500円を納税者に支払った。

このため、品川区は、渋谷税務署に対して、課税額等の訂正の周知が遅延したとして、遅延した期間に係る還付加算金に相当する額の賠償を求めた。両者は、21年2月24日、品川区が課税額等の訂正を知り得た日の翌日から還付のため支出を決定した日までの期間に係る還付加算金に相当する金額5,196,800円を国が賠償することで合意し、3月24日に、東京国税局から品川区に対して支払がなされた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の賠償金の支払について、東京国税局から事態の通報があったのを受け、合规性等の観点から、地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理が適切に行われていたかなどに着眼して、同局及び渋谷税務署において会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、渋谷税務署における地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理について、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

渋谷税務署の資産課税部門は、20年3月12日に東京国税局国税訟務官室から、前記の訴訟について一時所得とした課税処分を取り消して譲渡所得とする判決が確定し、訴訟が終了した旨の通知を受けた。同部門の担当者は、管理部門へ訴訟が終了したことを連絡するとともに、本件課税処分が所得税に関するもので個人課税部門にも関係していたことから上記の通知を個人課税部門へ回付したが、決議書は作成しなかった。

一方、個人課税部門の担当者は、同日、管理部門へ上記の通知を回付したが、決議書については、同通知の回付を資産課税部門を通じて受けたため資産課税部門が作成するものと認識して、これを作成しなかった。

このため、渋谷税務署では10月28日に品川区から課税額等の訂正に係る問い合わせがあるまで決議書を作成していなかった。

上記のように、課税額等の周知に関する事務処理において、決議書を作成せず、課税額等の訂正の周知が遅延したため、品川区に損害を与え、品川区に賠償金5,196,800円を支払う結果となったことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、渋谷税務署において、個人課税部門と資産課税部門の両部門に係る課税処分であると認識しながら決議書の作成について十分な協議が行われなかったため、決議書を作成しておらず、地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理が適切を欠いていたことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
消費税額の調整の概要	賃貸マンション等の一定の固定資産の取得に係る消費税額が仕入税額控除された場合において、その課税期間の課税売上割合よりもその後の課税売上割合の方が著しく減少した場合に、調整を行う課税期間において仕入控除税額を減額調整するもの
賃貸マンション等を取得した日の属する課税期間において消費税の還付を受けていた個人事業者数及び還付額	150 個人事業者 8 億 8521 万余円(平成 18 年度)
上記のうち消費税額の調整を免れている個人事業者数及び調整を免れていることにより国に納付されていない額	126 個人事業者 6 億 3041 万円

【意見を表示したものの全文】

賃貸マンション等の取得に係る消費税額の納付について

(平成21年10月20日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 仕入税額控除制度の概要

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき製造、卸売、小売等の各段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法では、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組み(以下、この仕組みを「仕入税額控除制度」という。)を採っている。この仕入税額控除制度により、事業者が納付すべき消費税額が算定されることとなるが、控除することとなる課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より多額となる場合は、その差額が事業者に還付されることとなる。

(2) 課税事業者の選択及び課税期間の短縮の特例

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求めするため、課税対象となる取引を行う事業者を課税事業者としている。一方、基準期間(個人事業者は課税期間^(注2)の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下の事業者については、納税事務の負担等に配慮して、消費税の納税義務が免除されることとなっている。しかし、消費税の納税義務が免除される者(以下「免税事業者」という。)であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、課税事業者になることを選択することができることとなっている。そして、課税事業者になることを選択した事業者は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した課税期間の翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間以後であれば、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出することができ、当該届出書を提出した課税期間の翌課税期間以後に免税事業者に戻ることができることとなっている。

また、消費税の課税期間は、原則として、個人事業者の場合は暦年とされているが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出することにより、課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)に短縮することができる特例が設けられている。

(3) 仕入控除税額の計算及び簡易課税制度

課税売上げに係る消費税額から控除できる課税仕入れに係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)は、原則として、課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額とされている。したがって、社会政策的な配慮等により消費税を課さないこととなっている住宅の貸付け、土地の譲渡等に係る売上げ(以下「非課税売上げ」という。)に対応する課税仕入れに係る消費税額は仕入控除税額にならないこととなっている。

一方、課税事業者の納税事務の簡素化等の観点から、課税期間の課税売上割合が95%^(注3)

以上の課税事業者は、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに対応するものか非課税売上げに対応するものかを区分せず、その全額を仕入控除税額とすることとなっている。

また、基準期間における課税売上高が5000万円以下の事業者については、納税事務の負担に配慮して、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、実際の仕入控除税額を計算することなく、納付税額を簡易に計算する簡易課税制度の適用を受けることができることとなっている。

(4) 消費税額の調整

消費税法では、前記のとおり、課税期間の課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を仕入控除税額とすることとなっている。

しかし、建物等の一定の固定資産を取得した場合の仕入税額控除は、当該固定資産を取得した後の課税期間において事業者の事業形態が変化したことにより課税売上割合が著しく変動することがあることなどにかんがみ、当該固定資産を取得した日の属する課税期間(以下「取得課税期間」という。)のみで完結することとはなっていない。すなわち、当該事業者が取得課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間(以下「調整課税期間」という。)まで当該固定資産を保有していて、かつ、その間の各課税期間の課税売上割合を通算した課税売上割合(以下「通算課税売上割合」という。)が、取得課税期間の課税売上割合より著しく変動した場合は、調整課税期間の仕入税額控除において消費税額の調整を行うこととなっている。そして、この消費税額の調整は、課税売上割合が著しく減少した^(注4)場合、所定の算式により計算した調整額を調整課税期間における仕入控除税額から控除することにより行われ、その結果、調整額に相当する額が、調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることとなる。

しかし、この消費税額の調整は、調整課税期間に、当該事業者が免税事業者又は簡易課税制度適用事業者になっている場合は適用されないこととなっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(注2) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間

(注3) 課税売上割合 課税売上高と非課税売上高を合算した総売上高に占める課税売上高の割合

(注4) 課税売上割合が著しく減少した場合 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第53条第2項に定める次の2つの基準を満たす場合

- ・(取得課税期間における課税売上割合－通算課税売上割合)／取得課税期間における課税売上割合 \geq 100分の50
- ・取得課税期間における課税売上割合－通算課税売上割合 \geq 100分の5

(注5) 所定の算式 取得課税期間の課税売上割合が95%以上の場合の調整額は、次の算式により算出される。

- ・調整額＝固定資産の取得に係る消費税額－(固定資産の取得に係る消費税額×通算課税売上割合)

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

消費税法は、前記のとおり、消費税が二重、三重に累積的に課税されないように仕入税額

控除制度を採っている。そして、仕入控除税額が課税売上げに係る消費税額より多額となる場合は、その差額が事業者に還付されることとなっている。

しかし、賃貸マンション等の取得に係る消費税額は、通常であれば、仕入控除税額とならないが、本院が消費税の還付に関する検査を実施したところ、賃貸マンション等を取得した個人事業者の中に、課税事業者の選択の特例により課税事業者になった上で、課税期間の短縮の特例を利用して取得課税期間における課税売上割合を95%以上にすることにより、賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けている者が見受けられた。

そこで、上記のような事態が生じていることにかんがみ、有効性等の観点から、賃貸マンション等を取得した場合の消費税額に関して、課税売上割合の著しい減少に伴う消費税額の調整を含めた仕入税額控除の制度が有効に機能しているかに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された国税収納金整理資金支払命令額計算書証拠書類により、前記のような賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けている場合において、その後、消費税額の調整が行われているか否かの状況などを把握できる直近の年度である平成18年度において、1件300万円を超える消費税額等の還付を受けている個人事業者の中から46(注6)税務署管内の532者を選定し、これらの者の納付又は還付消費税額を対象として、当該46税務署において消費税の申告書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況が見受けられた。

(1) 還付の状況

前記の532個人事業者のうち150者が、次の方法により、賃貸マンション等の取得課税期間において、当該取得に係る消費税額計8億7892万余円の全額を仕入税額控除していた。

ア 免税事業者が、取得課税期間より前に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出して、課税事業者になることを選択する。

イ 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出して、課税期間を短縮する特例の適用を受けるなどして、取得課税期間において非課税売上げである家賃収入が発生しないようにするとともに、自動販売機の設置などにより、課税売上げである販売手数料収入等を発生させることにより、当該取得課税期間における課税売上割合を95%以上にする。

そして、前記の150個人事業者は、賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額とその他の課税仕入れに係る消費税額とを合計した仕入控除税額が課税売上げに係る消費税額より多額であることから、その差額計8億8521万余円の還付を受けていた。

(2) 消費税額の調整の状況

上記の150個人事業者について賃貸マンション等の取得課税期間の課税売上割合と取得課税期間の翌年1年間の課税売上割合を比較したところ、取得課税期間の課税売上割合は

95%以上であったものが、取得課税期間後に家賃収入(非課税売上げ)が発生することにより、翌年1年間には最低で0.0%、最高でも43.6%、平均14.6%と著しく減少していることから、調整課税期間まで引き続き同様な課税売上割合であったとすれば、調整課税期間において消費税額の調整を行う必要が生ずることになるのに、次のア及びイのとおり、調整課税期間において消費税額の調整を免れている個人事業者が126者いた。

ア 調整課税期間が到来する前に、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出し免税事業者に戻ることににより調整を免れているもの

104 個人事業者

イ 調整課税期間が到来する前に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出し、簡易課税制度の適用を受けることににより調整を免れているもの

22 個人事業者

前記の126個人事業者について、消費税額の調整を免れることなく、調整課税期間においても取得課税期間の翌年1年間の課税売上割合と同様な課税売上割合であったとして調整額を推計すると、これらの者の取得課税期間に仕入控除税額とされた賃貸マンション等の取得に係る消費税額計7億4161万余円のうち、非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額計6億3041万余円が調整額となることから、この調整額に相当する額が調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることになる。しかし、126個人事業者は、上記のとおり消費税額の調整を免れているため、上記の調整額に相当する額6億3041万余円は国に納付されていない。

上記についての事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

個人事業者Aは、平成17年12月に「消費税課税事業者選択届出書」及び「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出することにより、課税事業者になるとともに、課税期間を3か月に短縮する特例を受けていた。そして、18年2月に賃貸マンションを1億4000万余円(税抜き)で取得するとともに、同年3月に自動販売機を設置していた。これにより、取得課税期間(同年1月から3月まで)において、自動販売機による販売手数料収入(課税売上げ)1,828円を発生させる一方、当該マンションの賃貸を同年5月から行うことにより、家賃収入(非課税売上げ)を発生させていなかった。

このため、Aは、取得課税期間に係る消費税の申告において、課税売上割合が100%となることから、賃貸マンションの取得に係る消費税額560万余円の全額にその他の課税仕入れに係る消費税額を加えた563万余円を仕入控除税額としていた。そして、この仕入控除税額が上記課税売上げに係る消費税額40円より多額であることから、その差額563万余円の還付を受けていた。

その後、19年の1年間において、取得した賃貸マンションから非課税売上げである家賃収入が1733万余円発生し、課税売上割合が2.9%と著しく減少していることから、調整課税期間(20年10月から12月まで)まで引き続き同様な課税売上割合であったとすれば、消費税額の調整を生ずることになり、その場合には調整額546万余円(推

計額)に相当する額が調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることになる。

しかし、Aは19年10月に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出して免税事業者に戻ることにより、消費税額の調整を免れているため、調整額に相当する額546万余円は国に納付されていない。

このように、賃貸マンション等の取得に係る消費税額が仕入控除税額に算入され還付がされているのに、その後の課税売上割合の著しい減少にもかかわらず、免税事業者に戻ったり簡易課税制度の適用を受けたりすることで消費税額の調整を免れていて、調整額に相当する額が国に納付されていない事態は、消費税額の調整を含む仕入税額控除制度が有効に機能しておらず、賃貸マンション等の取得に係る消費税額を仕入税額控除していない事業者や消費税額の調整を行っている事業者との間で公平性が著しく損なわれていると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、消費税額の調整を含む仕入税額控除制度が有効に機能しておらず、賃貸マンション等の取得に係る消費税額を仕入税額控除していない事業者や消費税額の調整を行っている事業者との間で公平性が著しく損なわれている事態は適切とは認められず改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、通常であれば仕入税額控除されることとはならない賃貸マンション等の取得に係る消費税額が仕入控除税額に算入され還付がされているのに、その後の課税売上割合の著しい減少にもかかわらず、消費税額の調整を免れて、調整額に相当する額が国に納付されないこととなる事態を防ぐための措置が十分講じられていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

消費税については消費一般に対して広く公平に負担を求めるものであることから、消費税額の調整を含めた仕入税額控除制度を有効に機能させ、公平性を高める必要がある。

については、貴省において、賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示する。

(注6) 46税務署 水沢、土浦、佐野、高崎、熊谷、浦和、新潟、千葉西、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、小石川、浅草、向島、江東西、渋谷、中野、板橋、日野、保土ヶ谷、緑、川崎北、厚木、七尾、浜松西、千種、名古屋北、小牧、大津、南、豊能、吹田、枚方、八尾、富田林、神戸、岡山西、広島東、西福岡、熊本東、八代各税務署

- (2) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がいはることなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したものの

会計名	一般会計、国立高度専門医療センター特別会計、国営土地改良事業特別会計(平成20年度以降は、一般会計及び食料安定供給特別会計)、国有林野事業特別会計 治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計(20年度以降は、社会資本整備事業特別会計)
部局等	財務本省
建設国債の概要	財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項の規定に基づき、公共事業費、貸付金等の財源に充てるために、毎年度国会の議決を経た金額の範囲内で発行される公債
(1)建設国債による調達資金が繰り入れられている項の不用額	616億9893万円(背景金額)(平成19年度)
(2)建設国債による調達資金が財源の一部となっている貸付金の償還額	168億8485万円(背景金額)(平成19年度)
(1)及び(2)の計	785億8378万円(背景金額)(平成19年度)

【意見を表示したものの全文】

建設国債の発行により調達された資金に係る剰余金等の使途等について

(平成21年10月30日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 建設国債の概要等

(1) 建設国債の内容等

貴省は、国の歳出需要を賄うための財源として公債を発行しており、平成20年度末の公債残高は680兆5091億余円になっている。

このうち一般会計で発行される公債には普通国債があり、これには建設国債と特例国債(赤字国債)等の種類があつて、20年度末の公債残高の約8割を占めている。そして、普通国債の残高の推移をみると、建設国債は、昭和41年度に6750億円であったものが年々増加して、近年は減少傾向にあるものの、平成20年度末現在では224兆9269億余円と多額に上っている。一方、特例国債等は、昭和50年度に2兆1169億余円であったものが年々増加して、平成20年度末現在では321兆0312億余円になっている。

建設国債の発行については、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項において、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」とされている。公共事業費の範囲については、

同条第3項において、毎年度国会の議決を経なければならないとされており、具体的には毎年度の予算総則において公共事業費に該当する(項)が定められている。そして、この公共事業費の財源として建設国債を発行することができるのは、それが消費的支出ではなく、受益が長期にわたる国の資産を形成するものであることから、後世代に相応の負担を求めることが適当であるためであるとされている。

また、貸付金の財源として建設国債を発行することができるのは、貸付金が国の資産であること、貸付金の元本の償還等により公債等の償還が可能となることによるとされている。

19年度における建設国債の発行限度額は6兆0940億円で、発行額(額面ベース)は6兆0439億余円となっている。19年度一般会計予算の予算総則では、同年度の公共事業費の範囲として、国会を始め15府省等の(項)衆議院施設費等230の項が規定されている(以下、この230の項に係る経費を「建設国債対象経費」という。)

(2) 建設国債対象経費の特別会計への繰入れ

特別会計には、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に定められている一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために、一般会計から19年度に計47兆8540億余円(一般会計支出済歳出額の58.4%)が繰り入れられている。このうち、財源として建設国債を発行することができる公共事業費に該当する(項)として定められた一般会計の(項)から特別会計に繰り入れられた額は、厚生労働省等3省所管の国立高度専門医療センター特別会計等7特別会計^(注2)における計1兆8772億余円となっている。

また、19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられており、19年度末に貸付事業を行っている4特別会計^(注3)では、一般会計からの繰入れの累計額は9227億余円となっている。

(注1) 3省 厚生労働省、農林水産省及び国土交通省

(注2) 7特別会計 国立高度専門医療センター、国営土地改良事業、国有林野事業、治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計

(注3) 4特別会計 食料安定供給、都市開発資金融通、港湾整備、空港整備各特別会計

(3) 特別会計における剰余金の取扱い

特別会計では、19年4月に施行された特会法に、財政健全化に向けた決算上の剰余金の処理に関する特別会計共通の規定がおかれている。すなわち、同法第8条第1項では「各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。」とされており、さらに、同条第2項では「前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。」とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国では、連年、建設国債のほかに特例国債等も発行していて、これらの残高は年々増加しており、財政の健全化が喫緊の課題となっている。

そして、特別会計については、行政に要する経費を抑制して将来の国民負担の上昇を抑えるという理念の下、経理の明確化等を図り、資産及び負債並びに剰余金等の縮減の措置等に

より財政の健全化に寄与することを目標として改革が行われて、19年4月に特会法が施行されている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等がどのようになっているかに着目して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、19年度に公共事業費の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている7特別会計及び19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている4特別会計、計11特別会計(重複を除いた9特別会計)の19年度決算を対象として、財務本省等^(注4)4本省において会計実地検査を行った。そして、公共事業費の剰余金及び貸付金の償還額の使途等について、予算書、決算書等関係書類により検査した。

(注4) 4本省 財務本省、厚生労働本省、農林水産本省及び国土交通本省

(検査の結果)

建設国債の発行により調達された資金を財源としている9特別会計における19年度の剰余金の処理等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 公共事業費の剰余金の使途等

前記の7特別会計に一般会計の建設国債対象経費から繰り入れられた額は、次表のとおり、計1兆8772億余円となっており、各特別会計における計87項の歳出財源に充てられている。

表 7 特別会計 87 項の歳出科目の歳出決算(平成 19 年度) (単位：百万円)

態 様	特別会計名 (所管省名)	勘定名	対象 (項) 数	支出済 歳出額	歳出科目の財源の内訳					不用額
					一般会計より受入		前年度剰 余金受入 等	地方公共 団体負担 金等収入	歳出財源 計	
					建設国債 対象経費	特定財源 等				
消費的 支出の 財源と しているもの	国立高度専門 医療センター (厚生労働省)		1	10,045	6,744	—	18,174	—	24,918	282
	空港整備(国 土交通省)		11	290,028	73,734	82,516	195,532	5,708	357,492	6,436
後年度 公共費 等財源 として しているもの	国営土地改良 事業(農林水 産省)		7	414,994	302,736	—	61,529	143,058	507,324	19,878
	国有林野事業 (農林水産省)		7	153,120	142,391	—	20,799	3,575	166,766	19,490
	治水(国土交 通省)	治 水	26	1,022,306	800,043	1,118	201,703	231,470	1,234,335	2,001
		特定多 目的ダ ム建設 工事	5	180,400	115,940	—	39,686	61,427	217,054	15
	道路整備(国 土交通省)		16	2,846,520	205,600	1,896,912	804,003	638,265	3,544,782	11,951
	港湾整備(国 土交通省)	港湾整 備	11	304,071	228,329	—	45,282	70,427	344,038	1,642
		特定港 湾施設 工事	3	7,853	1,778	—	964	5,693	8,436	0
小 計		75	4,929,267	1,796,820	1,898,031	1,173,968	1,153,918	6,022,738	54,980	
合 計		87	5,229,341	1,877,299	1,980,548	1,387,674	1,159,627	6,405,149	61,698	

注(1) この表は、建設国債対象経費が繰り入れられた(項)に係る支出済歳出額、不用額等を集計したものである。

注(2) 特定財源等に該当するものとして、道路整備特別会計では揮発油税相当額及び石油ガス税の2分の1相当額、空港整備特別会計では航空機燃料税の13分の11相当額、治水特別会計では建設国債対象経費以外の財源を一般会計から受け入れている。

注(3) 円単位で集計したのち、百万円単位で表記しているため、合計額は一致しない。

これらの7特別会計における公共事業費に係る不用額計616億9893万余円の使途等は、次のとおりとなっていた。

ア 消費的支出の財源としているもの

(ア) 国立高度専門医療センター特別会計では、19年度に厚生労働省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)国立高度専門医療センター施設費から67億4469万余円を受け入れて、同特別会計の(項)施設整備費249億1885万余円の歳出財源の一部としている。

(項)施設整備費の19年度歳出決算においては、契約価格が予定を下回ったことなどにより不用額が2億8226万余円生じており、同特別会計では、この不用により生じた剰余金を翌年度以降の国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額として積立金に積み立てている。そして、この剰余金には、上記の建設国債対象経費に係る分8307万余円が含まれていて、消費的支出の財源に使われる結果となっている。

(イ) 空港整備特別会計では、19年度に国土交通省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)空港整備事業費等7項から計737億3444万余円(内閣府所管の移替え分を含む。)を受け入れて、同特別会計の(項)空港整備事業費等11項計4635億3390万余円の歳出財源の一部としている。

(項)空港整備事業費等11項の19年度歳出決算においては、用地取得の難航や事業計画の変更等により不用額が計64億3651万余円生じており、同特別会計では、この不用により生じた剰余金を21年度の歳入に計上して、(項)空港等維持運営費等の歳出財源に充てている。そして、この剰余金には、上記の建設国債対象経費に係る分が含まれていて、一般会計からの繰入対象経費とされている空港整備事業に要する費用に該当しない消費的支出の財源に使われる結果となっている。

イ 後年度の公共事業費等の財源としているもの

治水特別会計等5特別会計では、19年度に国土交通省所管及び農林水産省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)治水事業費等35項から5特別会計に計1兆7968億余円(内閣府所管の移替え分を含む。)を受け入れて、5特別会計の(項)河川事業費等75項計6兆2449億余円の歳出財源の一部としている。

これら5特別会計の公共事業費に該当する75項の19年度歳出決算においては、地元調整の難航や事業計画の変更等により不用額が計549億8015万余円生じており、5特別会計では、この不用により生じた剰余金を翌年度の歳入に計上するなどして、建設国債が発行された年度よりも後の年度に公共事業費等の歳出財源の一部に充てている。

(2) 貸付金の償還額の使途等

19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている前記の4特別会計のうち空港整備特別会計及び港湾整備特別会計に

における19年度の貸付金償還額計168億8485万余円の用途等は、次のとおりとなっていた。

ア 消費的支出の財源としているもの

空港整備特別会計では一般会計から建設国債の発行により調達された資金を受け入れて、これを独立行政法人空港周辺整備機構等4法人に対して貸し付けており、昭和54年度から平成19年度までの間における一般会計からの受入額は計3921億2516万余円、19年度末の貸付金残高は3492億9848万余円となっている。19年度における貸付金の償還額は101億2114万余円となっており、同特別会計ではこれを当該年度の歳入に計上して、消費的支出である(項)空港等維持運営費の財源に充てている。

イ 後年度の公共事業費等の財源としているもの

港湾整備特別会計では一般会計から建設国債の発行により調達された資金を受け入れて、これを財団法人民間都市開発推進機構等16法人に対して貸し付けており、昭和56年度から平成19年度までの間における一般会計からの受入額は計1107億4315万余円、19年度末の貸付金残高は550億6068万余円となっている。19年度における貸付金の償還額は67億6370万余円となっており、同特別会計ではこれを当該年度の歳入に計上して、建設国債が発行された年度よりも後の年度に公共事業費等の歳出財源の一部に充てている。

(改善を必要とする事態)

国の歳出は公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源とすることが原則であることから、公債又は借入金を財源の一部としている特別会計において生ずる剰余金は財政の健全化のために活用する必要があると認められる。特に、公共事業費等に充てるために建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金については、不用により剰余金となったり、償還により回収された資金に貸付金として使用する予定がなかったりする場合には一般会計に繰り入れることができることとなっているのに、これらが特別会計の歳入に計上されて、消費的支出の財源に充てられたり、後年度の公共事業費等の財源に充てられたりなどしている事態は、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化していたり、財源の既得権化による財政の硬直化を招くおそれをもたらしたりするものであり適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国の健全な財政を確保する立場にある貴省において、公共事業費等に充てるため建設国債の発行により調達されて特別会計に繰り入れられた資金が不用となり生じた剰余金等の用途等について十分留意していなかったこと、貴省及び各省において、建設国債の発行の意義・目的、特会法第8条第2項の活用等に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

本院は、参議院からの要請を受けて、18年10月に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」を報告しており、その中で、予算の執行状況や決算の精査、分析を一層徹底して、その結果を的確に予算に反映させること、決算剰余金、積立金等の内容や残高に留意

して、可能な場合には一般会計への繰入れも含めてその有効活用を図るなどの検討を行うことなどを所見として記述している。

また、特別会計の改革により19年4月に特会法が施行されて、特別会計の剰余金は、同法第8条第2項の規定に基づき、一般会計の歳入に繰り入れることができることとなっている。

そして、貴省は、現在の厳しい財政状況の下で、特別会計において歳出の適切な見積りなどにより一般会計からの繰入額を圧縮することに努めるとともに、一般会計への繰入れなどにより特別会計の剰余金を財政の健全化に寄与させることに取り組むとしている。

については、貴省において、国の歳出は公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源とすることが原則であること及び建設国債は公共事業費、貸付金等の財源とする場合に限り例外的に発行することができるものとされているものであることにかんがみ、引き続き上記の課題に取り組むとともに、今回の検査結果を踏まえて、前記の剰余金等の使途等に留意して、剰余金等が消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源の既得権化による財政の硬直化を招いたりすることがないようにするための方策を検討するよう意見を表示する。

(3)(4) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)財務本省 (項)財務本省共通費 (組織)財務局 (項)財務局共通費 財政投融资特別会計 (項)事務取扱費 外国為替資金特別会計 (項)事務取扱費 地震再保険特別会計 (項)事務取扱費 国債整理基金特別会計 (項)事務取扱費 (平成19年度以前は、(項)財務本省)
	(2) 一般会計 (組織)国税庁 (項)税務業務費 (平成19年度以前は、(項)税務官署)
部 局 等	(1) 財務本省 (2) 国税庁
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	(1) 9億6387万円(背景金額)(平成17年度～20年度) (2) 1億0789万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

【意見を表示したものの概要】

(1) 財務本省

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 財務大臣あて)

財務省が運用している財務省電子申請システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 9 億 6387 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(2) 国税庁

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 国税庁長官あて)

国税庁が運用している国税庁電子開示請求システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 1 億 0789 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 10%以下と低迷していて、18 年度以降は 1%以下と著しく低迷しており、かつ、19 年度以降の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて 50 ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

(5) 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款) 還付金 (項) 各税還付金
部 局 等	国税庁		
還付金の根拠	国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)		
高額還付金支払金額	2 兆 1198 億 5637 万余円(平成 20 年 1 月～12 月)		
上記のうち還付加算金額	118 億 5261 万余円		
上記のうち節減できたと認められる還付加算金額	27 億 8942 万円		

【改善の処置を要求したものの全文】

還付金の支払事務について

(平成 21 年 7 月 14 日付け 国税庁長官あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

1 還付金の概要

(1) 国税の還付

国税の納税者は、国税通則法(昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。)等の定めるところにより、課税標準額、税額等を記載した確定申告書を法定申告期限までに税務署長に提出して、国税を納付しなければならないこととされている。

一方、納税者は、国税として納付した税額が本来納税すべき税額より多いためその全部又は一部について還付を求める場合などには、還付金額を記載した確定申告書(以下「還付申告書」という。)を税務署長に提出することとされている。

そして、税務署長は、当該還付申告書に記載された還付金額を還付金として遅滞なく納税者に支払うこととされている。

(2) 還付加算金

税務署長は、国税を還付する場合には、通則法第58条等の規定により、還付することとなった国税の申告期限の日など所定の日の翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として、当該還付金に合わせて支払うこととされている。この割合は、本来、通則法第58条の規定により年7.3%とされているが、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第95条の規定により、毎年、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とされており、20年分については年4.7%、21年分については年4.5%とされている。

この還付加算金は、納税者が国税の納付を遅延した場合に延滞税が課されることなどのバランスを考慮したもので、一種の利子に相当するものとされている。

(3) 還付金の支払事務

貴庁は、納税者から還付申告書の提出を受けた場合の税務署における還付金の支払事務を、おおむね次のとおり行うこととしている。

ア 国税の調査、課税処理を行う賦課部門において、提出を受けた還付申告書に記載されている事項の確認等を行い、税目別等に区分した後、還付申告書に記載されている事項を国税総合管理システム(Kokuzei Sougou Kanri システム。以下「KSK システム」という。)に入力するために、還付申告書の写しである「整理表」を分離する。

そして、整理表を還付申告書の受付順に50枚程度の1単位(以下「バッチ」という。)に取りまとめて、光学式文字読取装置(Optical Character Reader。以下「OCR」という。)等を使用してKSK システムにデータ入力を行い、その後、整理表を還付金の支払等を行う管理部門に送る。

イ 管理部門において、上記のアで入力されたデータを「還付金照合リスト」としてKSK システムから出力して、当該還付金照合リストと賦課部門から送られてきた整理表とを個別に照合して、入力誤りや他の税目の未納の有無等の確認を行った上で、還付金の支払を行う。

(4) 還付保留

貴庁は、国税の不正な還付や誤った還付を防止するなどのために、申告書の記載内容に誤りがある場合など一定の場合には、還付金の支払を保留する取扱い(以下、この取扱い

を「還付保留」という。)としている。

還付保留とした申告については、前月分のすべてのバッチに係るデータ入力を終了した後に行う当該蓄積データの一括処理(以下「月次処理」という。)により KSK システムから出力される「還付保留法人調査票」(以下「調査票」という。)等に基づき、賦課部門において還付保留を解除するための審査を行うこととしている。

そして、過去の税務調査の実績や申告内容等から見て還付することが相当と認められるものについては、還付保留の解除を決定して、その旨を遅滞なく管理部門に連絡することとしている。

なお、資本金額が1億円以上の法人等に係る還付保留については、各税務署は、当該税務署を管轄する国税局又は沖縄国税事務所(以下「国税局等」という。)に還付申告書と併せて調査票等を送付して、国税局等の調査部がその調査票等に基づき還付保留を解除するための審査を行うこととしている。

また、貴庁は、平成20年5月から、上場法人等については、法人の実態の検討や還付理由の解明など還付保留を解除するための審査を簡素化するとともに、納税者が国税電子申告・納税システムを利用して提出した還付申告書(以下「還付申告書(電子)」という。)に係る還付保留については、従来、月次処理によってしか出力することができなかった調査票等を、月次処理を待つことなく随時に出力することができるように、KSK システムを変更している。

(注1) 上場法人等 証券市場での株式の売買が可能である法人や、当該法人が株式の過半を保有する子会社等

(5) 輸出業者の消費税に係る還付金

消費税の納付税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めるところにより、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した税額となっている。すなわち、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より多い場合には、その差額が還付されることとなっている。

また、消費税は国内において行う取引に対して課税されるものであることから、その取引が輸出等の国外における取引に該当する場合には、売上げに係る消費税を免除することとなっている。このため、国外における取引が多い輸出業者については、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より恒常的に多くなり、その差額を還付することとなる。

消費税の課税期間は、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度とされているが、恒常的に消費税の還付を生ずる輸出業者については、還付金が還付されるまでの間の課税仕入れに係る資金負担の軽減を図ることを目的として、消費税法第19条の規定により、課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)に短縮することができる特例が設けられている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴庁が支払った還付加算金を含む還付金支払決定済額は、17年度5兆9705億余円、18年度7兆1215億余円、19年度7兆5423億余円となっていて、年々増加している。

そして、前記のとおり、還付加算金は、支払までの日数に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて計算されるものであることから、還付金が高額であるほど、また、支払事務に多くの日数を要するほど多額となる。

そこで、経済性等の観点から、還付申告に係る支払事務に要する日数が長期間となっているものについて、税務署等における還付金の支払事務等が適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

還付金支払決定済額の多い源泉所得税、法人税及び消費税について、全524税務署が20年1月から12月までの間に支払った還付金のうち、法人の還付申告書により生じた1件300万円を超える還付金(還付加算金を含む。)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された国税収納金整理資金支払命令額計算書及び同計算書証拠書類により検査した。

また、3国税局及び38税務署において会計実地検査を行い、還付金の支払事務の実態を確認するとともに、貴庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

524税務署が支払った上記の検査の対象とした還付金の件数、金額及びそのうちの還付加算金の金額は、表1のとおり、支払件数計76,277件、還付金計4兆1811億8382万余円、還付加算金計338億2540万余円となっている。

そして、上記の検査の対象とした還付金のうち、高額還付金(本院において、国税局等別に1税務署当たりの還付処理件数を勘案して設定した1件当たり一定金額^(注2)以上の還付金)は、表1のとおり、支払件数計1,157件、還付金計2兆1198億5637万余円、還付加算金計118億5261万余円となっていて、その割合は件数比では1.5%と低いものの、金額比では35.0%と3分の1を上回るものとなっている。

そこで、高額還付金について、支払事務の状況や還付保留の解除の状況について検査した。

表1 検査の対象とした還付金の支払件数及び支払額(平成20年1月～12月) (単位：千円)

税 目	検査の対象とした還付金 (A)		左のうち高額還付金 (Aに占める割合)	
	件 数 (件)	還 付 金 額 ----- うち還付加算金額	件 数 (件)	還 付 金 額 ----- うち還付加算金額
源泉所得税	3,985	347,402,974	101	200,170,885(57.6%)
		842,324	(2.5%)	438,286(52.0%)
法 人 税	23,806	759,206,325	201	321,094,921(42.2%)
		17,311,199	(0.8%)	6,646,179(38.3%)
消 費 税	48,486	3,074,574,521	855	1,598,590,570(51.9%)
		15,671,883	(1.7%)	4,768,146(30.4%)
合 計	76,277	4,181,183,822	1,157	2,119,856,377(50.6%)
		33,825,407	(1.5%)	11,852,612(35.0%)

(注) 円単位で集計した後、千円未満を切り捨てているため、各税の金額を合計しても合計額とは一致しない。

(注2) 一定金額 ①東京国税局管内の税務署は10億円、②大阪国税局管内の税務署は7億円、③名古屋国税局管内の税務署は5億円、④関東信越国税局管内の税務署は3億円、⑤広島、福岡両国税局管内の税務署は2億円、⑥札幌、仙台、金沢、高松、熊本各国税局及び沖縄国税事務所管内の税務署は1億円

(1) 高額還付金の支払事務に要した日数

高額還付金の支払事務に要した日数を検査したところ、表2のとおりとなっている。

表2 高額還付金の支払事務に要した日数及び支払額(平成20年1月～12月) (単位：千円)

日数	源泉所得税		法人税		消費税		合計	
	件数	還付金額	件数	還付金額	件数	還付金額	件数	還付金額
	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額
10日以内	10	36,039,547	17	40,212,045	107	270,567,685	134	346,819,278
		28,855		740,304		231,746		1,000,906
11日以上	91	164,131,338	184	280,882,876	748	1,328,022,885	1,023	1,773,037,099
		409,430		5,905,875		4,536,400		10,851,706
11日以上 20日以内	25	52,739,970	65	98,858,329	285	633,029,530	375	784,627,829
		86,934		2,068,821		1,247,528		3,403,283
21日以上 30日以内	55	98,621,142	102	154,415,757	320	493,899,396	477	746,936,296
		274,595		3,108,650		1,913,791		5,297,036
31日以上	11	12,770,225	17	27,608,789	143	201,093,958	171	241,472,972
		47,901		728,404		1,375,081		2,151,386
合計	101	200,170,885	201	321,094,921	855	1,598,590,570	1,157	2,119,856,377
		438,286		6,646,179		4,768,146		11,852,612

(注) 円単位で集計した後、千円未満を切り捨てているため、各日数の金額を合計しても合計額とは一致しない。

高額還付金の支払事務に要した日数は、10日以内のものが134件(11.5%)、11日以上のもので1,023件(88.4%)となっていて、平均23日となっている。

多くの税務署では、高額還付金があっても他の還付申告と区分することなく、申告書の受付順に50件程度のバッチに取りまとめて支払事務を行っているが、一方、高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分して支払事務を行っている税務署もみられた。

高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分することなく支払事務を行っている事例を示すと次のとおりである。

<事例>

麴町税務署は、A株式会社の消費税の還付金の還付申告書を法定申告期限の平成20年6月2日に受け付けた。

賦課部門は、その還付申告に係る整理表を他の還付申告と区分することなく通常どおり50件程度のバッチに取りまとめてから、OCRによりデータ入力を行い、受付から3日後の同月5日に管理部門に整理表を送った。

そして、管理部門は、還付金照合リストと当該整理表の照合等に12日間を要して、同月17日に照合等を終えたが、他の還付金の支払に併せて支払うこととしていたた

め、A株式会社の照合等が終了してから10日後の同月27日に25日分の還付加算金を含む還付金を他の還付金の支払と併せて支払った。

一方、高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分して支払事務を行っている参考事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

直方税務署は、B株式会社の消費税の還付金の還付申告書を法定申告期限の平成20年6月2日に受け付けた。

賦課部門は、通常、整理表を50枚程度のバッチとして取りまとめてからOCRによりデータ入力を行うところ、B株式会社の還付申告金額が多額であることなどから、その還付申告書の整理表1件を他の還付申告と区分して、速やかにデータ入力を行い、受付の翌日の同月3日に管理部門に整理表を送った。

そして、管理部門は、還付金照合リストと当該整理表との照合等を速やかにを行い、3日後の同月6日に4日分の還付加算金を含む還付金を支払った。

高額還付金に係る申告については、他の還付申告に比べて同じ支払事務1件でも還付加算金の額が多額となることから、他の還付申告と区分して支払事務を行うことによりその日数を短縮することで、還付加算金を節減することが可能であると認められる。

(2) 上場法人等及び輸出業者の還付申告に係る審査

高額還付金のうち、上場法人等に係る申告の状況は858件、還付金計1兆8749億3464万余円、還付加算金計92億9684万余円となっており、高額還付金の太宗を占めている。

上場法人等の還付申告については、前記のとおり、20年5月から還付保留を解除するための審査を簡素化していることから、審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数をより短縮することが可能であると認められる。

また、消費税に係る高額還付金のうち、上場法人等を除く輸出業者で課税期間が1か月及び3か月のものは56件、還付金計451億5740万余円、還付加算金計1億2635万余円となっている。

消費税の課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)としている輸出業者の還付申告については、還付の理由が輸出による免税であることが明らかであることから、還付保留を解除するための審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められる。

(3) 還付保留解除の迅速化

高額還付金で還付保留となっていたもののうち、還付申告書(電子)以外の還付申告書の受付から還付保留の解除決定までの日数が確認できた121件について、支払事務に要した日数を検査したところ、平均で30日となっており、このうち、賦課部門において整理表のデータ入力を行ってから還付保留の解除までに要した日数は平均で16日となっていた。

還付保留を解除するための審査は、月次処理により出力された調査票等に基づき行われていることから、整理表のデータ入力を行ってから月次処理までの間は還付保留を解除するための審査ができないこととなり、その日数は平均で3日となっていた。

前記のとおり、貴庁は、20年5月から、還付申告書(電子)の還付保留に係るものについては、月次処理を待つことなく随時に調査票等を出力できるようにKSKシステムを変更するなどして還付保留解除の迅速化を図っていることから、還付申告書(電子)以外の通常の還付申告に係る還付保留についても同様の取扱いとすることにより、還付保留を解除するまでの日数を短縮することが可能であると認められる。

上記(1)、(2)及び(3)のことから、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告については、他の還付申告と区分して支払事務を行うことにより、また、還付保留となったものについては、保留解除までの日数を短縮することにより、支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められ、ひいては還付加算金を節減することが可能であると認められる。

そこで、支払事務に要する日数が11日以上の高額還付金1,023件に係る還付加算金108億5170万余円について、その支払事務に要する日数を、10日として計算すると、還付加算金の額は計80億6228万余円となり、27億8942万余円節減できたと認められる。

(注3) 10日 高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分していた税務署における高額還付金の支払事務に要した最長日数が8日であることを考慮して10日とした。

(改善を必要とする事態)

還付加算金は、所定の日の翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて加算される利子に相当するものであり、還付金額が高額であるほど、また、支払事務に要する日数が長くなるほど多額となる。

したがって、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要していて、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、還付金額が高額な申告を他の還付申告と区分して支払事務を短縮するよう、国税局等及び税務署に対して指導及び監督を十分に行っていないこと、また、還付金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を月次処理による出力としているなどのため、還付保留の解除までに日数を要していることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴庁による還付金の支払額は今後も多額に上がることが見込まれ、これと合わせて支払われる還付加算金も多額に上がることが見込まれることから、還付加算金の節減を図ることが重要である。

については、貴庁において、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告で金額が高額なものについて、他の還付申告と区分して、支払事務に要する日数の目標値を設定するなどして早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うこと、また、還付申告書(電子)以外でも、金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を随時に出力できるよう取扱いを変更して、適正な審査を確保しつつ、支払事務に要する日数を短縮することなどの改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課税の根拠	消費税法(昭和63年法律第108号)
事業用建物の譲渡に係る消費税の課税の概要	事業を行う個人及び法人が事業として対価を得て行う事業用建物の譲渡に対して消費税を課するもの
消費税の課税が適正でなかった納税者	18人
徴収不足となっていた税額	1億0417万円(平成16年度～19年度)

1 制度の概要

(1) 消費税の概要

消費税は、事業を行う個人及び法人が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)に対して課税されるものである。事業者は、課税期間^(注1)の終了後2か月以内に税務署に消費税及び地方消費税の確定申告書(以下「消費税申告書」という。)を提出して、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した金額を納付し、又は還付を受けることとなっている。ただし、個人事業者については、消費税申告書の提出期限が課税期間の翌年の3月末日とされている。

なお、事業者の納税事務の負担等を軽減するため、基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)の課税売上高が1000万円以下の事業者については、納税義務を免除することとされている。

(注1) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度

(2) 事業用建物の譲渡

消費税は、前記のとおり、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等を課税対象としている。この「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等が反復、継続して行われることであるとされており、法人の場合にはその行う取引すべてが該当する。しかし、個人事業者の場合には、事業者の立場で行う取引のみが対象とされ、自宅の売却等、消費者の立場で行う取引には消費税は課せられないものの、事業の用に供している建物(以下「事業用建物」という。)の譲渡など事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等については「事業として」に該当するとされている。

(3) 税務署における課税資料の作成及び活用

前記のとおり、基準期間の課税売上高が1000万円を超える個人事業者は消費税申告書を課税期間(暦年)の翌年の3月末日までに税務署に提出することとされている。また、個人事業者は毎年の所得税の確定申告書(以下「所得税申告書」という。)を翌年の2月16日から3月15日までの間に税務署に提出することとされている。そして、土地や建物を譲渡した譲渡所得がある場合には、所得税申告書とともに「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(以下「内訳書」という。)等を提出することとされている。

税務署においては、個人課税部門が所得税及び個人事業者に係る消費税の賦課事務を、また、資産課税部門が所得税のうちの譲渡所得及び相続税の賦課事務をそれぞれ担当している。このため、個人事業者から消費税申告書、所得税申告書及び内訳書等の提出を受けた場合の事務は、両部門において次のとおり行うこととされている。

ア 個人課税部門は、消費税申告書及び所得税申告書について整理番号、住所、氏名等の確認を行った後、それぞれの申告書のデータ入力を行う。ただし、所得税申告書のうち譲渡所得のある所得税申告書については、申告書のデータ入力の前に、内訳書等とともに資産課税部門へ回付する。

イ 資産課税部門は、回付を受けた譲渡所得のある所得税申告書の内容の確認等を行った後その申告書を個人課税部門へ返付する。また、消費税の課税の対象となる事業用建物の譲渡について記載のある内訳書等については、消費税の課税資料として活用できるようその写しを個人課税部門に回付する。

ウ 個人課税部門は、返付を受けた譲渡所得のある所得税申告書について、その申告書のデータ入力を行う。また、回付を受けた内訳書等の写しは消費税の課税資料として活用し、消費税申告書においてその事業用建物の譲渡価額が課税売上高に含まれているかなどを調査して、含まれていない場合にはそれを是正するなどの課税処理を行う。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、個人事業者に対して事業用建物等の譲渡に係る消費税の課税が適正に行われているかなどに着眼して、平成19年1月から21年6月までの間に、325税務署において会計実地検査を行った。その結果、事業用建物等の譲渡価額に対して消費税が課されていない事態を決算検査報告に不当事項として掲記している(平成19年度決算検査報告160ページ及び前掲116ページを参照)。

そこで、上記のうち事業用建物の譲渡価額に対して消費税が課されていない^(注2)16税務署の納税者18人に係る徴収不足となっていた消費税額104,175,500円を対象として、合規性、効率性等の観点から、事業用建物の譲渡に係る消費税の課税資料の活用が適切に行われているかなどに着眼して、会計実地検査時に収集した関係書類により検査するとともに、国税庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして実地に検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の納税者18人は、いずれも事業用建物の譲渡に係る譲渡所得があるとした所得税申告書を提出していた。

しかし、上記の納税者18人は、当該譲渡は、消費税の課税対象となることから、譲渡価額を課税売上高に含めた消費税申告書を提出する要があったのに、消費税申告書において譲渡価額を課税売上高に含めていなかったり、消費税申告書を提出していなかったりしていた。

そこで、税務署における課税資料の活用状況等进行检查したところ、いずれの税務署においても、資産課税部門は上記の納税者18人から提出された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付しておらず、課税資料が適切に活用されていなかった。

(注2) 16 税務署 紋別、郡山、佐野、西川口、芝、四谷、横浜中、横浜南、大和、鎌倉、富山、一宮、昭和、伏見、八幡、香椎各税務署

このように、税務署において、資産課税部門は事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付することとされているのに、これが行われていないために消費税の課税の処理がなされておらず前記の104,175,500円が徴収不足となっていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、納税者において、事業用建物の譲渡が消費税の課税の対象となる資産の譲渡等に該当することについての理解や認識が不足していたことにもよるが、次のことによると認められた。

- ア 税務署において、資産課税部門は事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等については、その写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付することとなっているのに、その趣旨が徹底されておらず、具体的な手続が定められていなかったこと
- イ 国税庁、国税局等及び税務署において、事業用建物の譲渡は、消費税の課税対象となることについて、納税者等に対する周知が十分なものとなっていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、21年6月及び8月に、資産課税部門及び個人課税部門の事務処理手続を定めている資産税事務提要及び個人課税事務提要を改正したり、国税局等に通知を発したりするなどして、事業用建物の譲渡に係る消費税の課税が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 税務署に対して、資産課税部門において事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを個人課税部門に回付しているか確認する手続を定めるなどして、内訳書等が消費税の課税資料として確実に活用されるよう事務処理体制の整備を図った。
- イ 事業用建物の譲渡は消費税の課税対象となることについて国税庁のホームページに掲載するとともに、税務署等において、説明会等を通して納税者等に対する周知を十分に図ることとした。

(2) 職員に支給する諸手当等の予算執行に当たり、支出負担行為の計画を適時に示達する体制を整備することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの

第3章
第1節
第7
財務省

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局共通費 (平成19年度は、(項)財務局)
部 局 等	財務本省、5財務局
財務局の職員に対する基本給及び諸手当等の内容	俸給、通勤手当、管理職手当等に要する経費
5財務局の職員に対する基本給及び諸手当等の額	442億9114万余円(平成19、20両年度)
上記のうち適正でない会計処理を行った諸手当等の額	1億2298万円

1 財務局における支出負担行為の概要

財務省は、財政法(昭和22年法律第34号)第31条の規定に基づいて、内閣から、国会の議決を経た一般会計に係る歳出予算の配賦を受けている。このうち、地方支分部局である財務局の職員に支給する俸給等に要する経費(以下「職員基本給」という。)や通勤手当、管理職手当等に要する経費(以下「職員諸手当等」という。)については、平成19年度においては(組織)財務局(項)財務局の中で、また、20年度においては(組織)財務局(項)財務局共通費の中で(目)職員基本給、(目)職員諸手当その他の科目に区分されている。

配賦された歳出予算は、財政法、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等(以下、これらを「会計法令等」という。)に定められた手続に従って執行されることとされている。

そして、会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、内閣から配賦された歳出予算の範囲内で、当該支出負担行為担当官に歳出予算を示達すること及びその示達は当該支出負担行為担当官ごとに「目」の区分別に金額等を定めた支出負担行為の計画(以下「計画」という。)を示達することにより行うこととされている。

示達を受けた支出負担行為担当官は、計画に定められた「目」の金額を超えて支出負担行為を行ってはならないこととされている。また、当該支出負担行為について歳出科目に誤りがないか、計画に定められた「目」の金額を超過することはないかなどの確認が、官署支出官によって行われた後でなければ、支出負担行為を行うことができないこととされている。そして、このようにして、支出負担行為を行うことができる額(以下「示達の残額」という。)の統制が図られている。

また、支出負担行為に基づき支出の決定等を行うなどした後に、歳出科目等に誤りがあった場合には、官署支出官等は、実務上、科目等を更正することができる取扱いになっている。

財務省では、財務局に係る経費については、財務局の経費の配賦等に関する事務等を所掌している大臣官房地方課(以下「地方課」という。)が、財務局に対して示達する額を算定し、財務省所管の予算等に関する事務等を所掌している大臣官房会計課(以下「会計課」という。)にその示達を依頼して、依頼を受けた会計課が財務大臣名で各財務局に示達するなどの仕組みになっている。そして、(目)職員基本給、(目)職員諸手当その他の科目については、地方課が前年度の各財務局への示達額の実績額等を基にするなどして示達額を算定して会計課に依頼し、その依頼を受けた会計課が、年度当初の4月に配賦された歳出予算の大部分を各財務局の支出負担行為担当官に示達し、その後は各財務局の需要に応ずるなどして示達の追加を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、各財務局の職員基本給及び職員諸手当等の予算執行の状況について、会計法令等に従い適正に会計処理されているか、その内容に適合した歳出科目をもって執行され計上されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、5財務局^(注)が支出した職員基本給及び職員諸手当等19年度計224億2707万余円、20年度計218億6406万余円、合計442億9114万余円を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)の規定に基づき本院に提出された計算書、証拠書類等を検査するとともに、財務本省及び5財務局において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、職員諸手当等の支出に際して、財務局の支出負担行為担当官が支出負担行為を行おうとしたところ、(目)職員諸手当その他の正当な科目に係る示達の残額が不足していて、これらの科目の支出負担行為を行うことができない状況となった。一方、地方課は、示達の残額の不足が予測される財務局を十分把握していなかったり、財務局からの示達の追加要求の連絡を受けても、支給予定日までの示達は困難だとして会計課に示達を依頼していなかったりなどしていた。このため、財務局は、いったん、(目)職員基本給その他の正当ではない別の科目から支出負担行為を行って支出をし、後日、示達の追加が行われた後に、当該支出を行った科目を正当な科目に更正するという会計処理を行っていた。

そして、このような会計処理を行っていた額が、5財務局において、19年度5件3676万余円、20年度2件8621万余円、計7件1億2298万余円見受けられた。

このように、正当な科目の示達の残額が不足している場合に、後日、正当な科目に更正する意図のもとに、示達の残額に余裕のある別の科目から支出負担行為を行って支出をし、示達の追加が行われた後に、当該支出を行った科目を正当な科目に更正するという会計処理は、示達額以上の支出負担行為を許容することになるものであり、また、予算の全体を把握していない財務局におけるこのような会計処理を放置すれば、「目」の予算額を超過した支出が行われることにつながりかねないこととなる。したがって、5財務局が行っていたこのような会計処理による予算執行は、支出負担行為制度の趣旨に照らして、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務省において、示達の残額の不足を把握した際に財務局が追加要求を行う時期や方法等を定めていなかったこと、地方課による示達の残額の不足の状況の把握や示達の追加についての会計課との連携が十分行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に、財務局における職員諸手当等の予算執行に当たり、適正な会計処理が行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 示達事務処理要領を制定することにより、示達の追加要求についての具体的な事務手続を定めて、財務局がこの事務手続により示達の追加要求を行うこととともに、財務局が地方課に提出する調書の様式を変更して、地方課と財務局の双方が示達の残額の不足見込時期を容易に把握できるようにするなどした。

イ 会計課に示達の依頼をする地方課等の部局に対して事務連絡を発し、示達の不足等の事実が判明したときは、会計課に速やかに報告するなどして、会計課との連携を図ることなどを周知した。

(注) 5財務局 関東、東海、近畿、中国、四国各財務局

- (3) 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計(組織)税関 (項)税関業務費 (平成19年度は、(項)税関)
部局等	7税関等
契約名	埠頭監視カメラシステムの保守契約等13契約
契約の概要	埠頭監視カメラシステムの障害を予防して、常時正常に使用できる状態に保つための保守点検業務を行わせるもの
契約の相手方	3会社
契約	平成19年4月～20年11月 一般競争契約及び随意契約
定期保守点検業務に係る積算額	1億1541万余円(平成19、20両年度)
低減できた積算額	8170万円(平成19、20両年度)

1 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の概要

(1) 埠頭監視カメラシステムの概要

(注1)
財務省は、全国の9税関等が行う輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客に対する監視取締りに用いる各種の監視取締機器を整備している。

監視取締機器のうち埠頭監視カメラシステム(以下「監視カメラ」という。)は、埠頭の照明灯柱等に設置されたカメラを庁舎内の監視室から職員が遠隔操作することなどにより、

不審な人物、船舶等を監視するもので、カメラ、無線伝送装置、操作卓、モニター等の機器及びこれらの機器を連結して制御するためのネットワークシステムから構成されている。監視カメラは、平成7年度から、港の輸出入貨物、出入国旅客等の規模に応じて順次設置されており、19年度末で311台、20年度末で323台のカメラが設置されている。

9税関等は、監視カメラを購入契約又はリース契約により設置している。そして、設置した監視カメラの障害を予防して常時正常に使用できる状態に保つための保守点検については、リース契約の内容に保守点検業務が含まれている監視カメラを除いて、毎年度、保守契約を締結しており、保守契約の対象となったカメラは、19年度で217台、20年度で142台となっている。

(注1) 9税関等 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関、沖縄地区税関

(2) 定期保守点検業務の概要

保守契約は監視カメラの動作確認等を中心とした年1回の定期保守点検、障害発生時等の問い合わせ等に対応するヘルプデスク及び障害等発生時に正常な状態に修復することなどを行う随時保守を内容としており、9税関等が19、20両年度に一般競争契約及び随意契約により締結した契約は、21契約、契約額1億8182万余円となっている。なお、随時保守については、障害等の発生に応じて別に精算を行うこととしているので、上記の契約額には随時保守相当額は含まれていない。

そして、財務省は保守契約の予定価格の積算についての基準等を作成していないことから、9税関等がそれぞれ独自に予定価格の積算を行っており、定期保守点検及びヘルプデスクについて、作業員1日当たりの労務単価に作業に必要となる日数を乗ずるなどして算定している。

定期保守点検の業務の主な内容は、仕様書によると、①カメラの分解点検及び清掃、②電源ケーブル等の点検、③カメラ等の取付金具類の点検、④無線伝送装置の点検、清掃等となっているが、契約書及び仕様書では、当該業務に従事する作業員の具体的な技術資格等については定められていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、上記の定期保守点検に係る予定価格の積算は仕様書における業務内容及び作業の実態に即したものとなっているかなどに着眼して、作業員1日当たりの労務単価に作業に必要となる日数を乗ずる方法による積算を定期保守点検とヘルプデスクとに区分して行っていた7税関等^(注2)において、19、20両年度に3会社^(注3)と締結された保守契約13契約、契約額1億3460万余円を対象として、契約書、仕様書、積算根拠資料等の書類により会計実地検査を行った。

(注2) 7税関等 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司各税関、沖縄地区税関

(注3) 3会社 NECネクサソリューションズ株式会社、株式会社日立国際電気及び三菱電機株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、7税関等は、監視カメラの定期保守点検には相当高度な技能が要求されるため、市販の積算参考資料に掲載されている一般的な労務単価は採用できないなどとしていた。このため、7税関等は、監視カメラの購入先の業者からの聞き取り調査又は日本電子計算機株式会社に取りまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金を参考にするとともに、作業員1日当たりの労務単価を80,000円から105,600円までと算定した上でこれに作業に必要な日数を乗ずるなどして、定期保守点検業務を1億1541万余円と積算していた。

しかし、予定価格の積算に当たって参考としている上記のサービス料金は、システム設計、システムテスト等のシステム開発のような高度な技能が要求される業務を行うシステムエンジニアに対する単価であり、定期保守点検の業務の主な内容として仕様書で定めているカメラの分解点検、清掃等は、システムエンジニアのような高度な技能が要求される業務とは異なるものである。また、作業員名簿によれば、作業は電気工事士等により実施されていた。

このように、定期保守点検に係る仕様書における業務内容及び作業の実態からみて、予定価格の積算に用いている労務単価が割高になっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

定期保守点検に係る労務単価について、カメラの分解点検、無線伝送装置の点検等を行うとしている仕様書における業務内容から、市販の積算参考資料に掲載されている^(注4)電工の単価(1日当たり13,400円から18,700円まで)等を用いることとして、前記13契約の積算額を修正計算すると、計3368万余円となり、前記の積算額1億1541万余円を約8170万円低減できたと認められた。

(注4) 電工 電気工事について相当程度の技能及び電気工事士等の必要な資格を有して、屋内外における通信設備等の工事に関する作業について主体的業務を行うもの

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、7税関等において予定価格を積算する際に仕様書における業務内容及び作業の実態に即した労務単価についての検討が十分でなかったことにもよるが、財務省において税関等が監視カメラの保守契約の予定価格を積算するに当たっての基準等を作成していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に監視カメラの定期保守点検業務の予定価格の積算を適切に行うよう次の処置を講じた。

ア 定期保守点検業務に採用する労務単価やその他の費用に係る予定価格の積算を作業の実態に即したものとするために、積算方法の基準を作成した。

イ 上記の基準を各税関等に対して通知して、21年9月以降に締結される21年度の定期保守点検業務に係る契約から統一的に適用することとした。

(4) 物納財産として引き受けた土地に係る国有財産台帳の価格改定を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局共通費 (平成19年度は、(項)財務局)	
部 局 等	関東財務局、6 財務事務所等	
国有財産の分類	(分類)普通財産 (区分)土地	
価格改定の概要	各省各庁の長がその所管に属する国有財産について、原則として5年ごとにその現況を財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により台帳価格を改定するもの	
検査の対象とした物納財産の土地の件数及び台帳価格	4,293 件	494 億 4106 万余円(平成17年度末)
上記のうち価格改定が過大となっていた土地の件数及び台帳価格	214 件	12 億 5215 万円
上記の結果過大となっていた国有資産等所在市町村交付金交付額	計	211 万円(平成19年度) 92 万円(平成20年度) 303 万円
上記の結果過小となっていた国有資産等所在市町村交付金交付額	計	29 万円(平成19年度) 32 万円(平成20年度) 61 万円

1 制度の概要

(1) 国有財産台帳及び物納財産の台帳価格等の概要

各省各庁の長は、国有財産法(昭和23年法律第73号)等の規定に基づき、国有財産の区分及び種目、所在、数量、価格等を記載する台帳(以下「国有財産台帳」といい、この国有財産台帳に記載する価格を「台帳価格」という。)を備えて、国有財産の管理又は処分を行っている。

そして、財務省の財務(支)局、財務事務所等(以下、これらを合わせて「財務局等」という。)が管理又は処分を行っている国有財産の中には、相続税法(昭和25年法律第73号)に基づき、相続税として金銭に代えて税務署等に納付された土地等の財産(以下「物納財産」という。)を引き受けたものが含まれている。この物納財産を新たに国有財産台帳に登録する場合の台帳価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号。以下「施行令」という。)等の規定に基づき、当該物納財産を国有財産台帳に登録した時点ではなく相続開始時点の評価額によることとされている。

(2) 物納財産として引き受けた有償貸付中の土地の価格改定

財務局等は、施行令の規定に基づき、その所管に属する国有財産につき、原則として5年ごとにその年の3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価して、

その評価額により台帳価格を改定(以下「価格改定」という。)することとなっており、最近では、平成18年3月末時点の評価で価格改定が行われている。そして、この価格改定は、土地については、相続税評価方式又は時価倍率方式により行うこととされている。このうち、時価倍率方式は、例えば、18年3月末時点の評価による価格改定の場合、13年3月末価格改定時又は取得時(13年度から17年度まで)の台帳価格に、時価倍率(台帳価格を価格改定時の時価に換算するため財務省が定めた倍率)を乗ずることにより、18年3月末価格改定時の台帳価格を算定する方法である。財務局等は、時価倍率方式を用いる土地については、18年3月末価格改定のために定められた時価倍率(以下「18年3月末時価倍率」という。)を用いて自動計算で価格改定を行っている。

また、13年度以降に物納財産として引き受けた土地の中には有償貸付中の土地があり、これらの土地の価格改定を時価倍率方式で行う場合には、「財務省所管普通財産(土地)の台帳価格改定に関する評価の特例について」(平成17年財理第1605号)に基づき、相続開始時点から18年3月末までの期間に対応する時価倍率を求めて使用することとされている。そして、財務局等は、13年度以降に物納財産として引き受けた有償貸付中の土地のうち相続開始時点が12年度以前のもの(以下「そ及物納財産」という。)については、18年3月末時価倍率とともに13年3月末価格改定以前の時価倍率を用いる必要があり、18年3月末時価倍率のみを用いた自動計算では価格改定に対応できないことから、個別に相続開始時点から18年3月末までの期間に対応する時価倍率を算定して価格改定を行っている。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の概要等

財務省は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。平成19年9月30日までは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を市町村等に対して毎年度交付している。これは、国の所有する固定資産については、固定資産税が非課税となっていることから、これに代わるものとしてその所在する市町村等に対して交付するものである。

そして、各財務(支)局は、交付金の対象となる資産が所在する市町村等に対して、原則として交付年度の初日の属する年の前年の3月31日現在における当該資産の台帳価格等を通知し、通知を受けた市町村等は、原則として台帳価格の合計額である交付金算定標準額^(注1)に1.4%を乗じて得た額を交付金の額とする交付金交付請求書を各財務(支)局に送付しており、各財務(支)局はこれを確認の上、交付金を交付している。

(注1) 交付金算定標準額 交付金を算定するため、対象資産の台帳価格の合計額を用いるなどして算出される額。ただし、台帳価格が、類似の固定資産の固定資産税の課税標準の価格と著しく異なるなどの場合には、台帳価格を修正した価格を用いて合計額を算出することができる。このため、台帳価格の合計額を上回る、又は下回る場合がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国有財産台帳は国有財産を適切に管理するための基本的な帳簿であり、これには法令等に基づいて価格改定を適切に行うなどして正確な台帳価格等を記載をする必要がある。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、18年3月末価格改定に際して個別に時価倍率を算定すべきそ及物納財産の価格改定が適切に行われているかなどに着眼して、そ及物納財産の件数が多い関東財務局管内の東京財務事務所において、会計実地検査を行った。

そして、上記の検査において、そ及物納財産の一部に価格改定が適切に行われていないものが見受けられたことから、関東財務局に対して、同財務局及び管内の11財務事務所等^(注2)が管理するそ及物納財産4,293件(台帳価格494億4106万余円)を対象として価格改定について調査を求め、その調査結果の内容について、価格改定に用いられた時価倍率や算定過程^(注3)を確認するなどの方法により検査するとともに、同財務局及び管内の4財務事務所等^(注3)において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

関東財務局及び管内の6財務事務所等^(注4)において、18年3月末価格改定に当たり、相続開始時点の確認が十分でなかったなどのため、そ及物納財産に対して、相続開始時点からの時価倍率を算定することなく、国有財産として引き受けた時点からの時価倍率を乗ずるなどして価格改定が行われたものが214件(台帳価格32億3667万余円)あった。そして、この214件について適正な台帳価格を再計算したところ19億8451万余円となり、214件すべてが過大となっていて、その過大額は12億5215万余円となっていた。

また、この適正な台帳価格を基に交付金相当額を計算したところ、19年度13市等分211万余円、20年度12市等分92万余円、計303万余円が過大に交付されており、19年度6市分29万余円、20年度6市分32万余円、計61万余円が過小に交付されていると認められた。

このように、国有財産台帳の価格改定が適切に行われていなかったり、その結果、適正な交付金が交付されていなかったりしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注2) 11財務事務所等 東京、横浜、千葉、甲府、宇都宮、水戸、前橋、新潟、長野各財務事務所、立川、横須賀両出張所

(注3) 4財務事務所等 東京、横浜、千葉各財務事務所、立川出張所

(注4) 6財務事務所等 東京、横浜、千葉、新潟各財務事務所、立川、横須賀両出張所

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、関東財務局において、同財務局及び管内の財務事務所等の価格改定を担当する部局(以下「担当部局」という。)に対するそ及物納財産に係る価格改定についての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、関東財務局及び管内の財務事務所等は、20年8月までに、前記214件のそ及物納財産の台帳価格を適正な価格に訂正した。そして、同財務局は、訂正後の台帳価格に基づいて21年6月までに、21年度の交付金の交付を行った。また、同財務局は、国有財産台帳の価格改定が適切になされるよう次のような処置を講じた。

ア 21年3月に価格改定に関する事務処理マニュアルを作成して担当部局に配布し、物納財産として引き受けた有償貸付中の土地の価格改定について指導を行った。

イ 同マニュアルにより、担当部局における事務処理等の体制を明確に定めるなどして、価

格改定事務の進ちよく状況を的確に把握して、事務処理が適切に行われたことを確認する体制を整備した。

また、財務省においても、上記の関東財務局の不適切な事態の発生を受けて、21年3月に上記事務処理マニュアルを他の財務(支)局に配布するなどして、このような事態が再発しないよう注意を喚起する処置を講じた。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について

〔平成18年度決算検査報告100ページ参照〕
〔平成19年度決算検査報告186ページ参照〕

1 本院が表示した意見

財務省は、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)が、平成15年4月に独立行政法人に移行する際に、印刷局特別会計から現金及び預金などの資金130億1774万余円、事業用の土地1934億4610万余円、賃貸土地1037億8641万余円などの資産を承継させた。その後、印刷局は、賃貸土地の譲渡などにより、中期目標期間の4年目である18年度末には、中期目標期間終了時(19年度末)の資金見込額478億1500万円を300億円程度上回る785億0258万余円の資金を保有しているほか、賃貸土地855億2767万余円を含む土地2782億4010万余円を保有している。上記保有資金のうち498億8629万余円が長期運用資金とされており、また、土地譲渡収入のうち売却益の2分の1相当額については中期目標期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、土地の帳簿価額相当額については国に返納する規定がないため印刷局が保有し続けることになっており、国の特別会計から承継させた資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、財務省において、印刷局の保有資産の適正規模について検討して、不要な資産は国庫に返納させることができるよう適切な制度を整備するよう、財務大臣に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を執り、又は引き続き対応することとしている。

印刷局の保有資産の適正規模については、政府において検討され、策定された独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定。以下「計画」という。)を踏まえて、20年2月に定めた同年4月から25年3月までの期間に印刷局が達成すべき業務運営に関する目標において保有資産の見直しを定める処置を講じていた。

また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、各独立行政法人の不要財産の国庫返納等を定めた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」が20年4月25日に国会に提出されていたが、21年7月21日に衆議院が解散し、当該法律案は廃案となった。財務省は、計画の趣旨を踏まえて、引き続き政府の方針に従って適切に対応することとしている。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業等契約における消費税の取扱いについて

(平成19年度決算検査報告175ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

財務省の関東、東海、近畿各財務局は、平成14、15両年度に公務員宿舎の建設、維持管理等を目的とする5整備事業をPFI事業として事業者と事業契約を締結して実施しており、サービス対価の総額に100分の5を乗じた消費税相当額を契約金額に含めて契約している。当該契約金額に含まれる建設費相当分は年1回の割賦支払となっていて、事業契約に基づいて支払う割賦金利は、建設費相当分の割賦元本を分割して支払うことによる利子相当額と認められる。しかし、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう、割賦金利の金額を契約書に明示するなど、割賦金利が消費税法(昭和63年法律第108号)に定める課税されない利子等に該当するものであることが明らかになるように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額は支払う必要がないのに、これを契約金額に含めて支払を継続している事態は適切とは認められない。

したがって、各財務局において、事業の支払額の節減を図るために、各契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講ずるよう、財務大臣に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び各契約相手方において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、5整備事業の各契約相手方に対して、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講じていた。

なお、5整備事業のうち、公務員宿舎三宿第二住宅(仮称)整備事業、公務員宿舎仲田住宅及び千種東住宅整備事業及び公務員宿舎枚方住宅(仮称)整備事業については、21年6月までに割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないようにする変更契約を各契約相手方と締結した。また、他の2整備事業については、国と各契約相手方との間で消費税に係る会計処理についての認識が異なっているなどとしていて、契約変更は困難な状況となっている。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成19年度決算検査報告181ページ参照)

(534ページの国土交通省の項に掲記)